

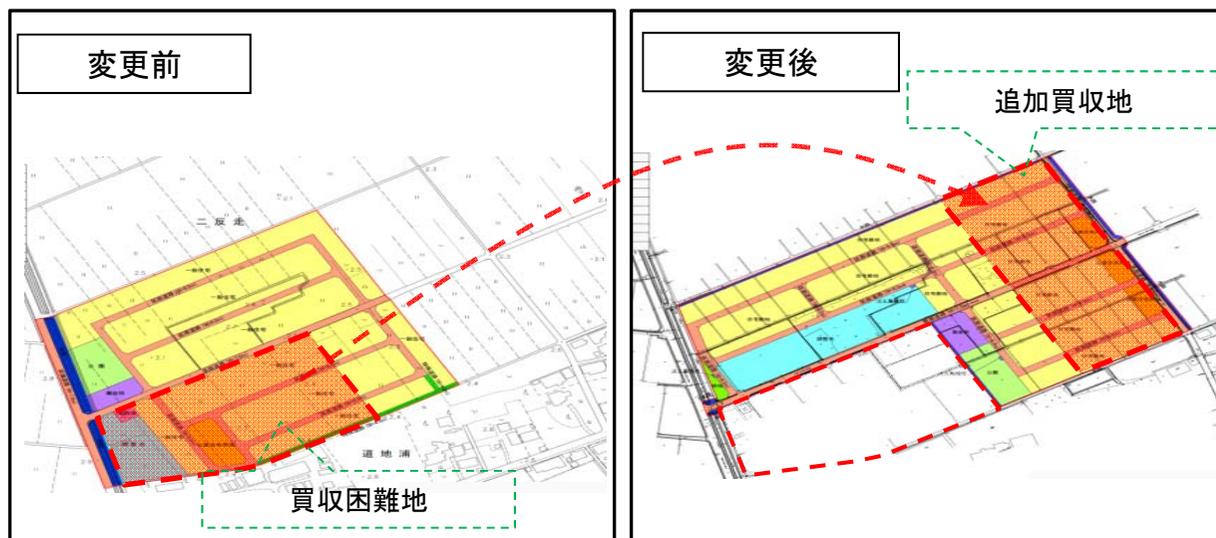
---

# 国土交通省資料

- 防災集団移転促進事業は、比較的容易に事業計画の変更が可能な事業。
- この特性を活かし、住宅団地の用地取得が難しい場合には、取得可能な場所へ住宅団地を柔軟に変更することで、事業の加速化を実現。

○ 防災事業は道路等と異なり、特定の土地の取得が必須でない。事業の早期進捗を図るためには、移転住民や地権者との合意形成の過程で、柔軟に計画変更することが重要。

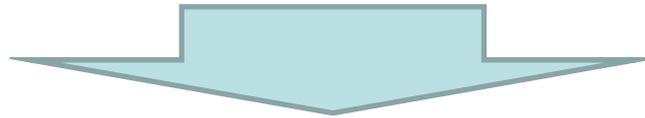
## ＜東松島市矢本西団地の事例＞



○ このような柔軟な計画変更を支援し、地方公共団体の事務軽減を図るため、年度内に軽微な変更の対象を拡充し、地方公共団体に周知する。

※ 軽微な変更は届出で足りる事になり、変更に必要な時間と作業が大幅に削減される

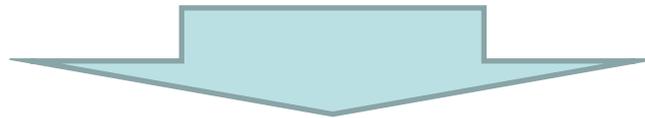
- ▶一般競争入札では、不落のリスクや準備手続きに時間を要する。
- ▶入札契約方式の選択に当たり、地方公共団体では慎重な運用となっており、一般競争入札を多く選択していることから、手続きに時間を要しているが、適切な方式を活用すべき。



○復興庁、水産庁及び国土交通省（住宅再建・まちづくりの復興事業を所管する各省庁）から、住宅再建・まちづくりに係る工事を発注する県、市町村に対し、以下の趣旨の依頼文書を発出する。

住宅再建・まちづくりの復興事業の緊急性等を勘案し、地方自治法上認められている契約方式（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）のうち、出来るだけ早期に契約できる入札契約方式を選択すべきである。

- ▶住宅再建・まちづくりの復興事業に係る土地の地権者のうち、連絡先が不明ないわゆる不明地権者に係る調査に時間を要している。
- ▶相続人が全国へ分散している場合には、不明地権者の調査として、通常、全国をまわって、当該相続人に関する必要な資料を収集する必要がある。



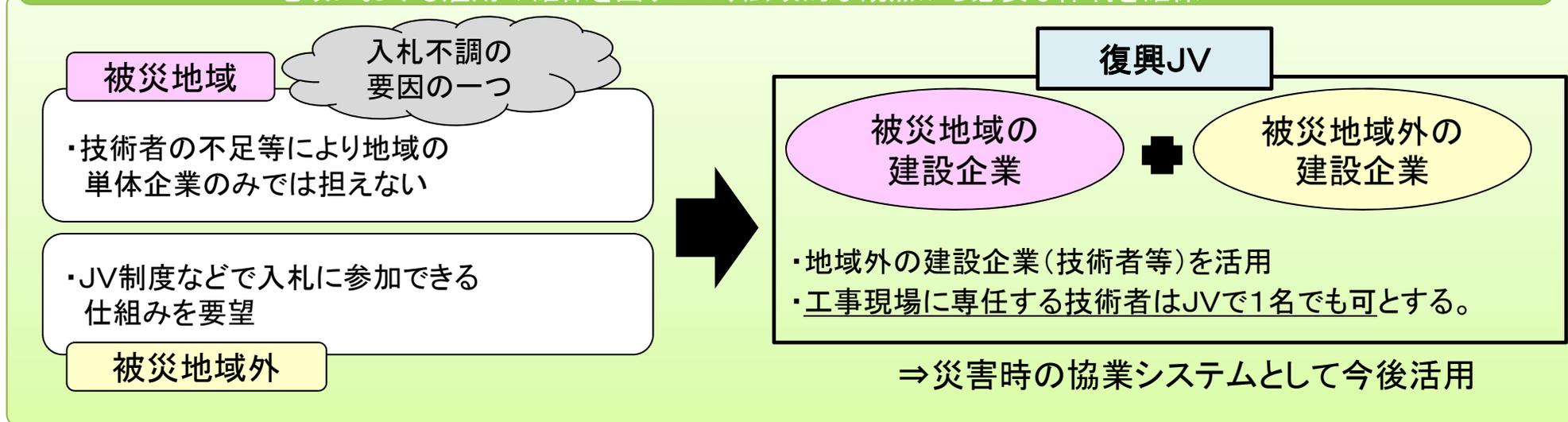
○復興庁、総務省及び国土交通省から、全国の地方公共団体に復興事業を実施する県、市の不明地権者の調査への協力依頼を発出する。

○復興庁、法務省及び国土交通省から、司法書士会に対し、自治体の不明地権者の調査への協力依頼を発出する。

○復興庁、水産庁及び国土交通省から、住宅再建・まちづくりの復興事業を実施する県、市町村に対し、不明地権者を調査するため、補償コンサルタント、司法書士等に外注した場合に、当該調査費に各復興事業の事業計画作成費等を充てられる旨の事務連絡を発出する。

## 復興JV制度

岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保



## 復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて(H24.10.10 改正)

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、予定価格がWTO対象工事とならない額までを上限(特定JV対象工事は除く)とする工事(改正前: 予定価格が5億円程度を上限)
- ③ 構成員(数、組合せ及び資格)
  - ・ 2ないし3社
  - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
  - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1とし、最大3まで(改正前: 最大2まで)単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

# 復興JVの導入状況について

## 〈復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度の導入状況〉(平成25年2月14日時点)

### 宮城県における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ②予定価格 3千万円以上3億円未満:東北・北海道型の復興JV(A、Sランク)が対象  
3億円以上19.4億円未満:東北・北海道型の復興JV(Sランク)、全国型の復興JV(Sランク)が対象
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 土木一式、舗装工事、建築一式共に出資比率に関わらず県内に本社・本店を有する企業
- ⑤登録件数 **72件**・・・構成員企業(北海道12、青森1、秋田8、山形4、群馬2、埼玉2、東京29、新潟4、福井1、長野1、静岡2、京都1、大阪5、奈良1)
- ⑥工事公告 これまでに復興JV対象工事を**170件公告し、うち6件は復興JVが落札**。  
※平成24年10月1日時点で195社の県外企業(単独)を承認

### 岩手県における運用状況

- ①対象工種 全ての工事種別(19業種:土、建、電、管、舗、鋼橋、PC、法、機、塗、グラウト、通信、浚渫、造、ボーリング、消防、標識、鋼工、防)
- ②予定価格 2千5百万円以上10億円未満
- ③構成員数 2~3社(構成員は岩手県内に本社又は本店を有していること)
- ④代表者 沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域(二戸地域振興センターの所管区域除く)に本社又は本店を有していること
- ⑤登録件数 **19件**
- ⑥工事公告 公告済み(復興JVの落札は5件)

### 仙台市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事
- ②予定価格 1千万円以上5億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず市内企業(土木工事:格付け評点800点以上、舗装工事:格付け評点750点以上)
- ⑤登録件数 **6件**・・・構成員企業(秋田1、宮城2、山形2、東京1)
- ⑥工事公告 平成24年11月7日より復興JV対象工事を公告

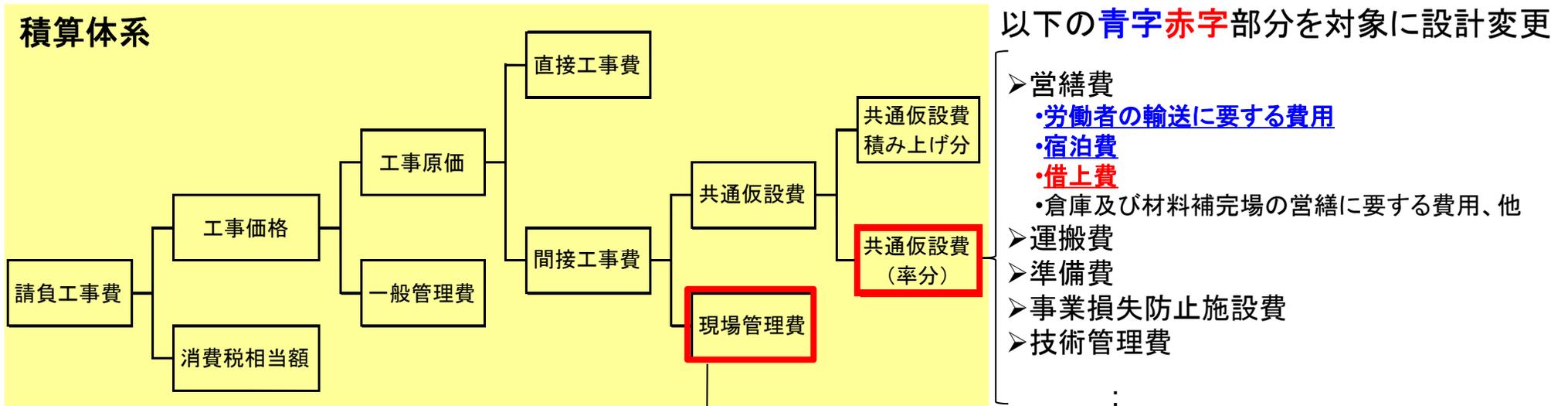
### 石巻市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ②予定価格 3千万円以上19.4億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず市内の最上位等級企業
- ⑤登録件数 **12件**・・・構成員企業(北海道1、宮城3、群馬1、東京4、滋賀1、大阪1、三重1)
- ⑥工事公告 公告済み(復興JVの落札は1件)

### 国土交通省における運用状況

- 東北地方整備局において宮城県内の一部の災害復旧工事で適用。
- ・海岸復旧工事10件、河川復旧工事2件、共同溝工事1件適用。  
→海岸工事2件に復興JV(1JV)の申請あり。うち落札決定者となっていない。
  - ・港湾空港関係工事については、8件に適用。  
→2JVの参加資格決定済み。うち落札決定者となっていない。

○東日本大震災被災地では、地域内では労働者を確保出来ないため、地域外の労働者で対応せざるを得ず、宿泊費や長距離通勤により、施工者の負担増が復興事業の足かせとなっている。  
 ○これらの費用は、予定価格において全国の実績調査を基に率計上で積算をしているが、労働者の確保方針に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応できるようにする。



＜これまで講じた対策＞

①H24.3.1～(平成24年2月29日通知)  
 被災3県において、共通仮設費、現場管理費のうち、労働者確保に必要となる費用(右図青色)の割り増しを実施。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.056
現場管理費	1.005

②H24.6.27～(平成24年6月27日通知)  
 通常、設計変更の対象としない右図青色、赤色の費用について、被災地での労働者確保のため当初の想定を超えて必要になった場合には設計変更で対応。

○施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じることが考えられるため、「施工箇所が複数ある工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算出を可能とする。」こととしている。

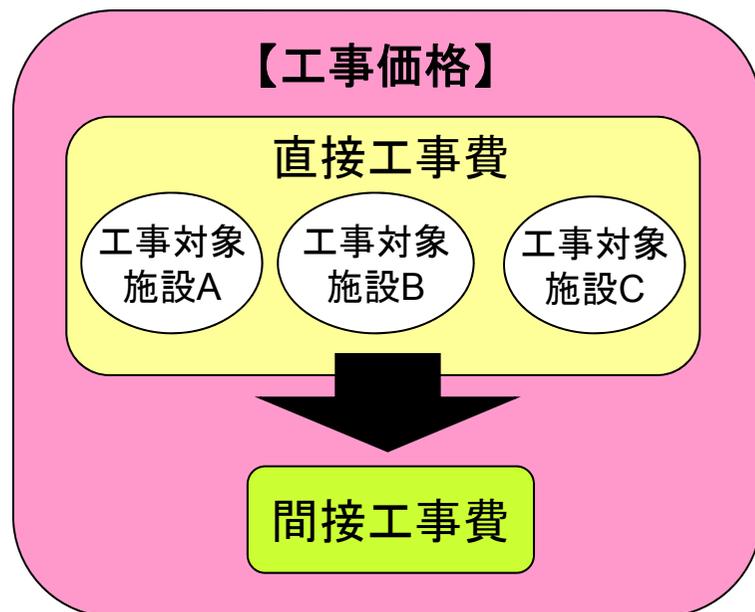
○これまでは、工事箇所が市町村をまたいで点在することを要件としていたところ、市町村合併により市町村の面積が拡大したことを受け、発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所の点在により間接費の増が見込まれる工事について、適用可能とする。

(平成24年6月27日通知)

## ■間接費計上のイメージ (例:同一市町村内での複数施設の補修工事を行う場合)

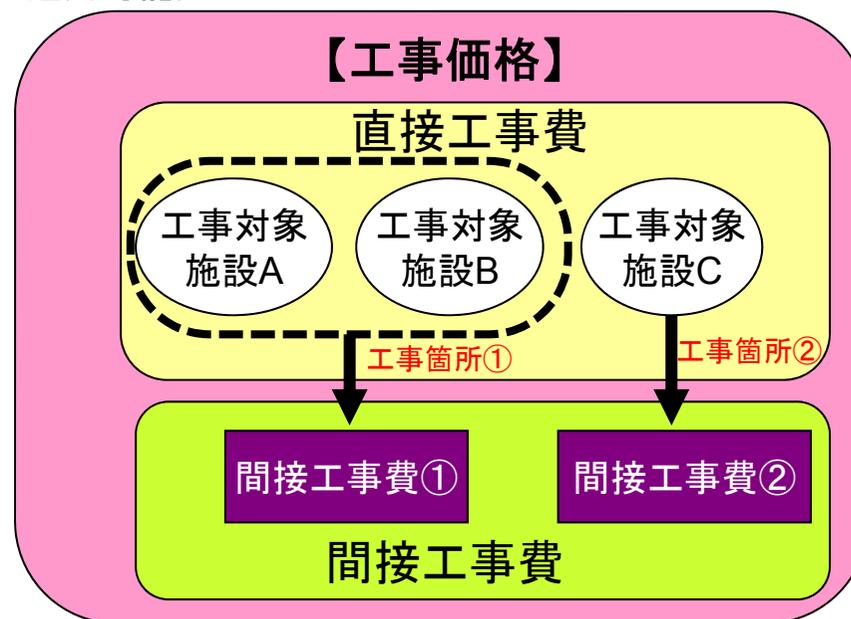
### ○通常の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



### ○複数の工事箇所での算出方法

※複数の工事箇所毎に間接費を計上(市町村をまたがなくても適用可能)



## 被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について全国展開

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

### ➡ 当面の取扱 (赤字: 今回追加した部分)

- (1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、②工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

### ● 専任の主任技術者による兼務が認められる例



\* 工程調整や安全確保のための調整を要する工事等



## 課題

生コン不足の原因 → 生コン原材料(砂)と生産設備(プラント)の不足

### これまでの対応

- コンクリート二次製品や代替資材への**転換**
- 生コン**プラント**不足への対応
  - ・生コンプラントの増設(生コン工業組合等)
    - 4基設置(見通し含む)
    - ⇒ 供給可能量が15,000m<sup>3</sup>/月拡大
  - ・大量に生コンを使用する**港湾・漁港工事**における**専用プラント**の設置
    - 仮設プラント2基、ミキサー船12基稼働(見通し含む) ⇒ 供給可能量が10,000m<sup>3</sup>/月拡大
- 原材料(砂)**不足への対応
  - ・海運等による**地域外からの調達**
    - 55,000m<sup>3</sup>/月(生コン換算:98,000m<sup>3</sup>/月※)
    - ※H23年度生コン月平均出荷量の78%に相当



コンクリート二次製品の設置状況



ミキサー船

今後も不足が見込まれるため、**更なる対策が必要**

### 今後の対応の方向

#### 原材料

- 海運により調達する砂の**荷揚げ施設、ストックヤードの拡大**

#### 生産設備

- 民間プラントの更なる誘致**
- 公共発注者が、公共工事向け**専用プラントを確保するためのスキーム(不足する原材料は域外からの調達を想定)**を設定し、その実現に向けて関係者との調整を進める。

【具体事例】

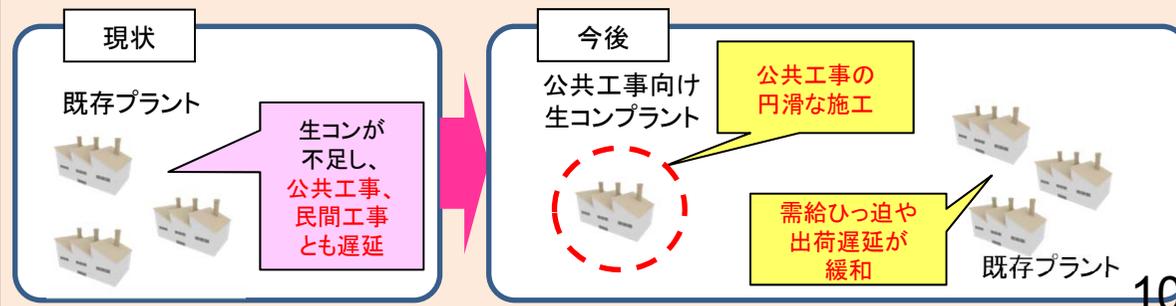
**宮古・釜石地区において、三陸沿岸道路工事のための公共プラントを国が新設**

#### 【背景】

- 震災後約2年間に、**民間によるプラント設置は4基のみ**。  
今後の建設や、域外からの原材料調達に向けた動きも限定的。
- このままでは、生コンの供給が一層遅延し、**復旧・復興に大きく影響する恐れ**

事業の遅延防止の観点から、**公共工事に供給する生コン※の一部を発注者自らの対策で確保**せざるを得ない

※既存プラントの供給能力を超過する部分を想定

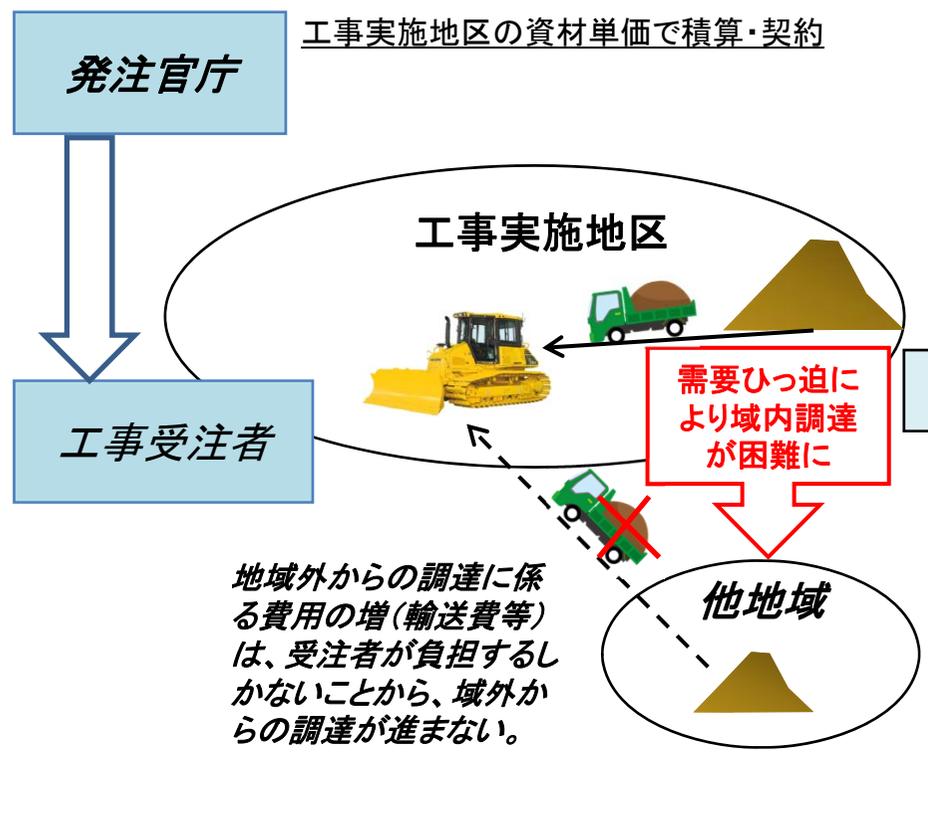


# 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

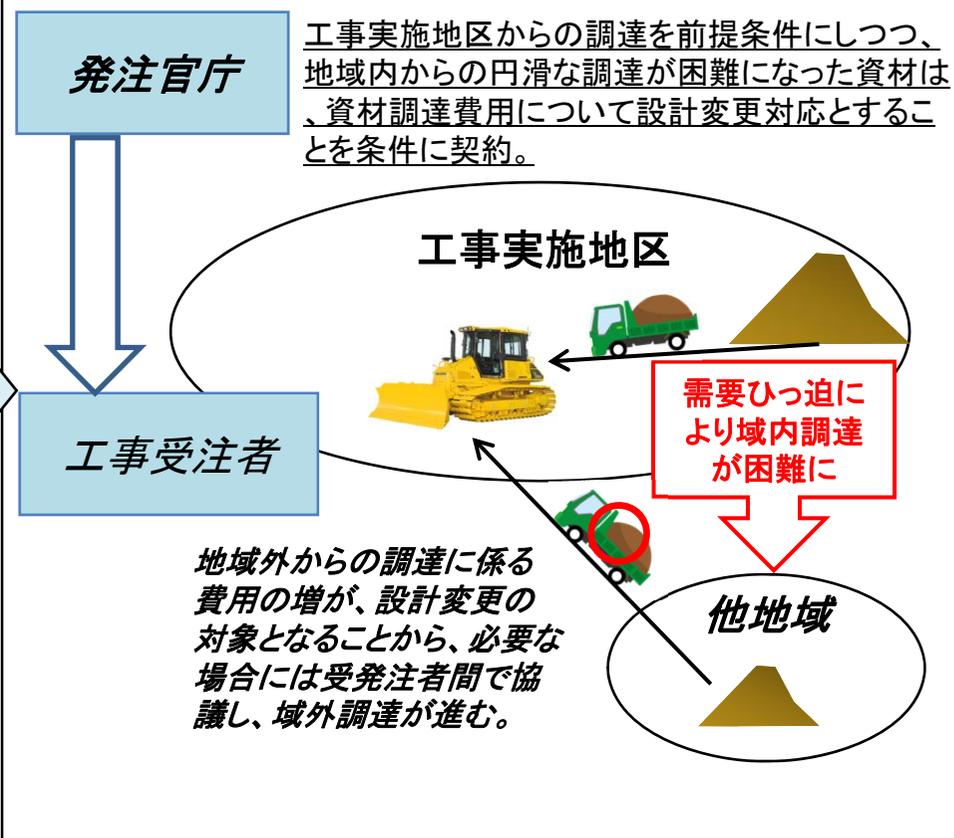
- 被災3県の沿岸地域を中心に、砕石等の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

(平成24年6月27日通知)

## 現状



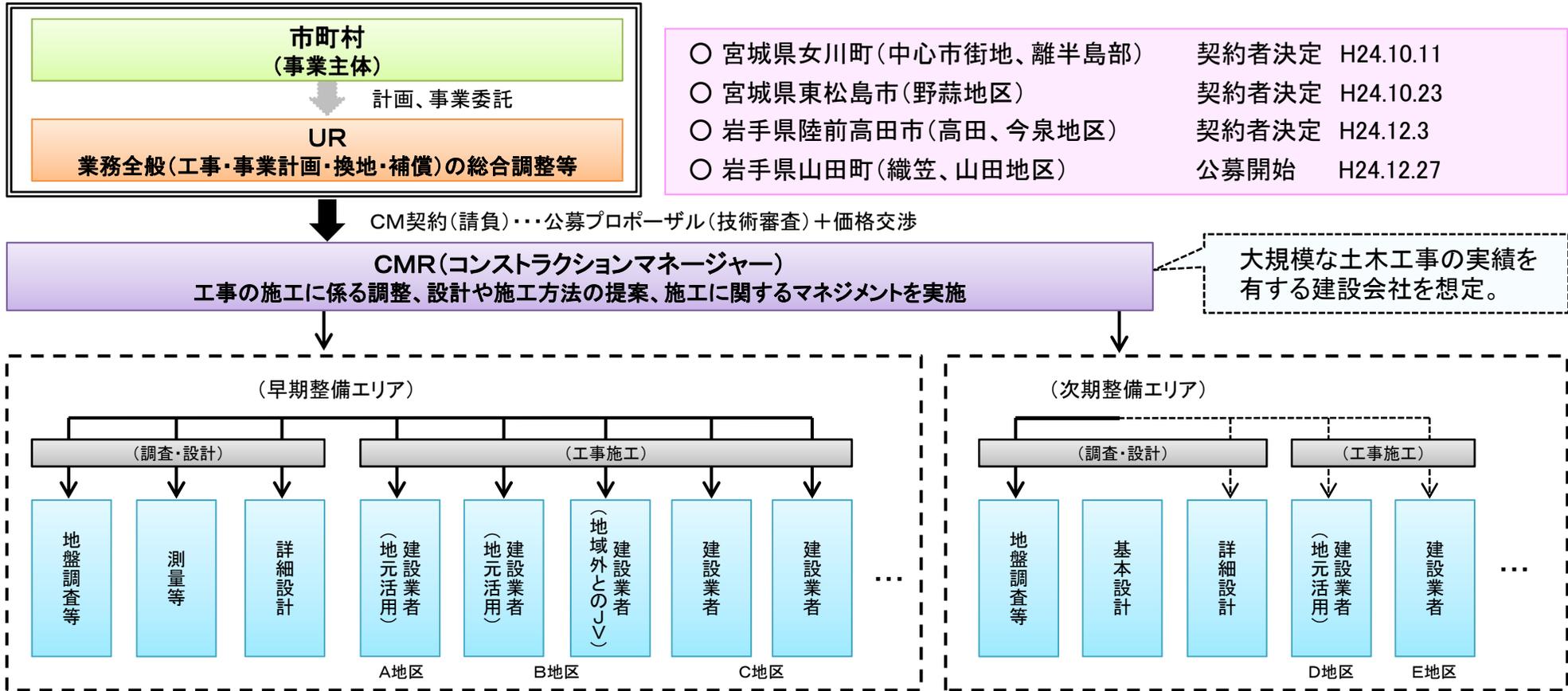
## 対策



# URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要

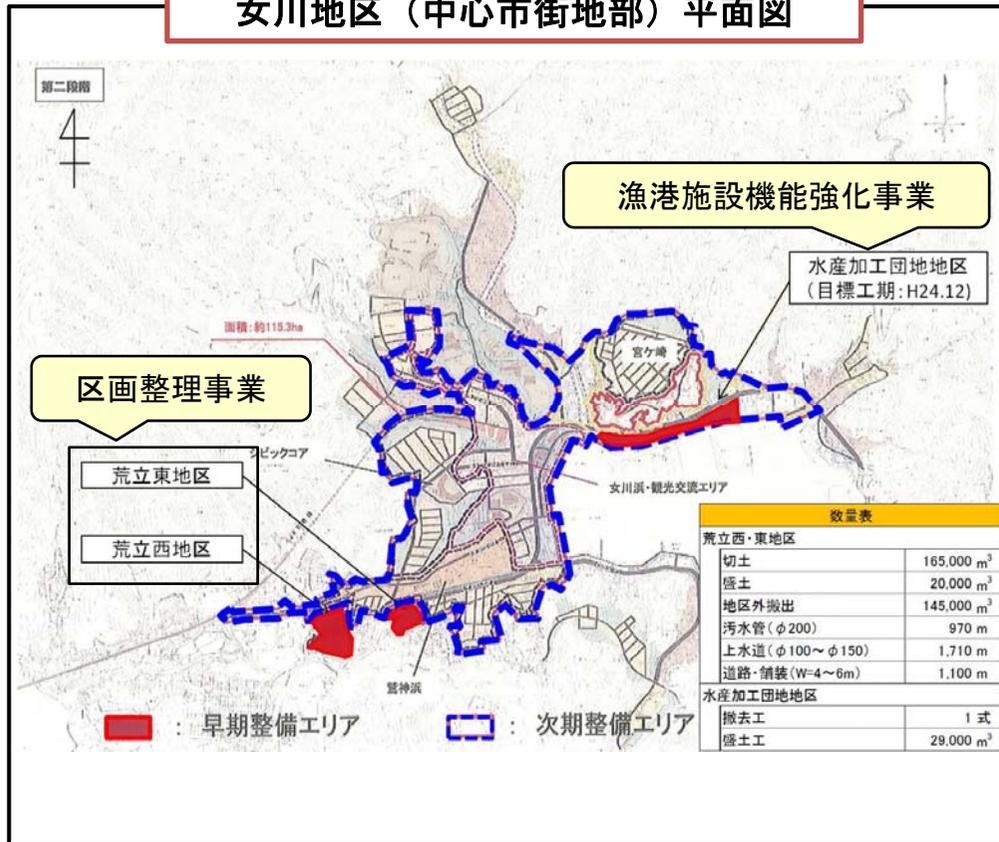
## 【メリット】

1. 市町村(UR)は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能  
 ・個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
2. 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ  
 ・調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
3. 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能  
 ・市町村の意向を踏まえた一定の優先条件(女川町の例:①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店)に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。  
 ・活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
4. 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能  
 ・市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度を目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払い。  
 ・CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式(オープンブック方式)を採用。

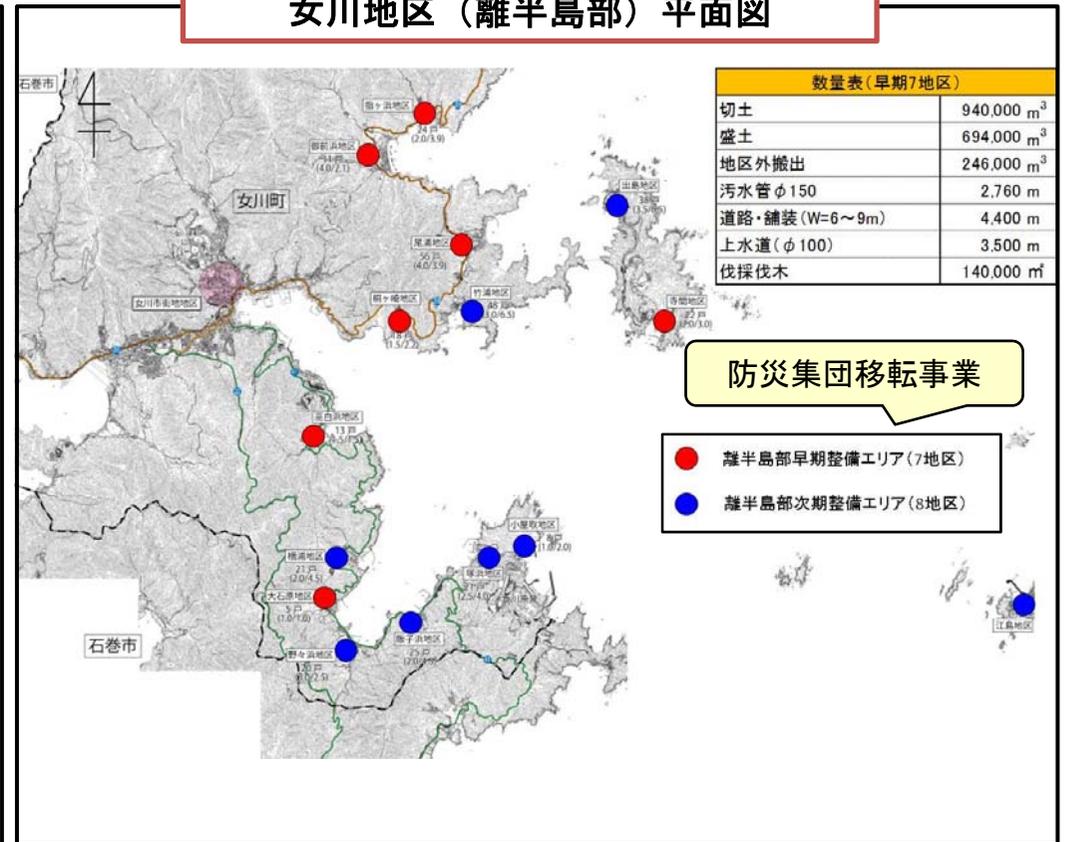


# 女川町の整備エリア

## 女川地区（中心市街地部）平面図



## 女川地区（離半島部）平面図



### 早期整備エリア

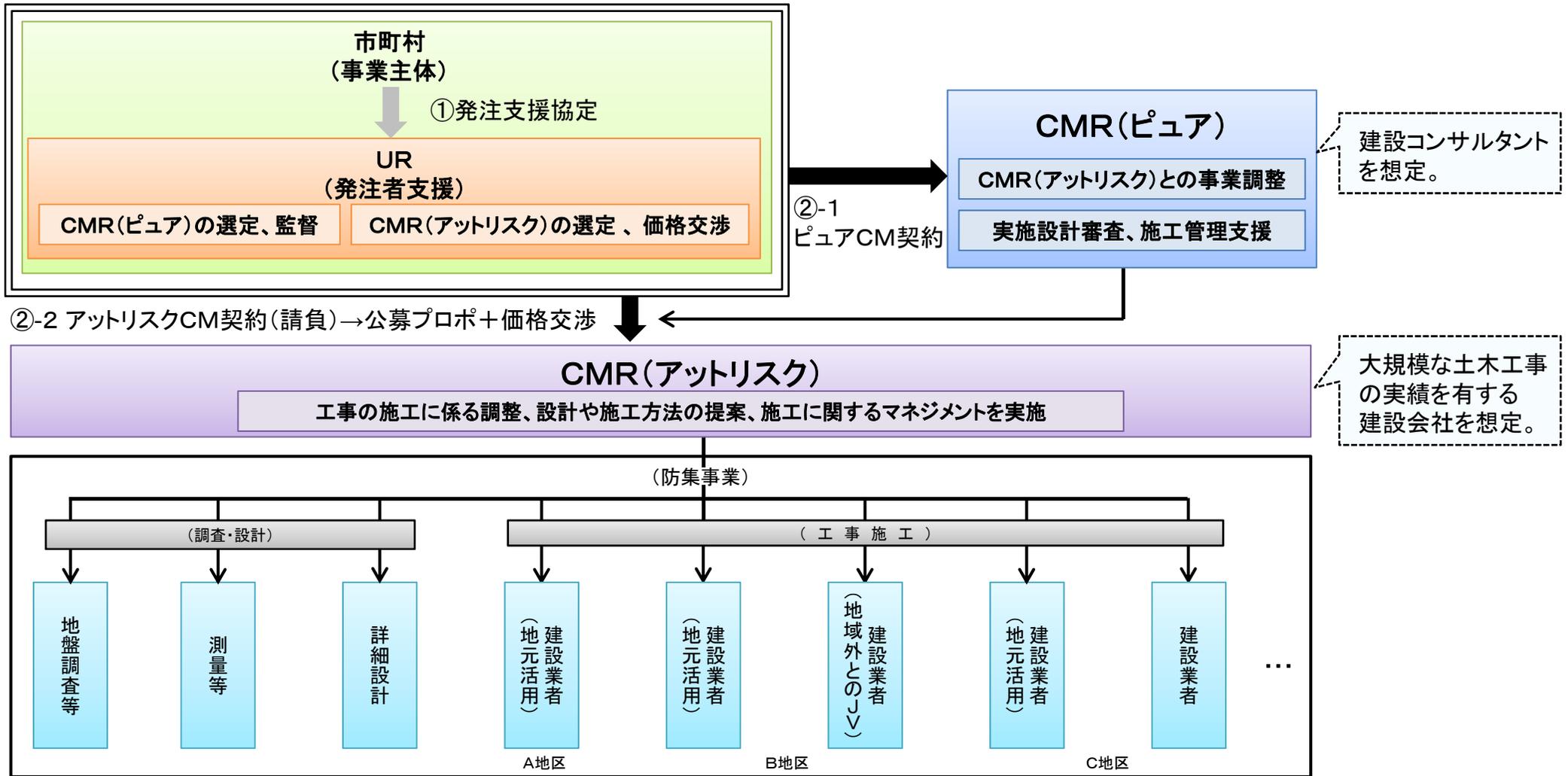
地元意向、関係機関協議等から、整備範囲がほぼ確定し、早期に工事着手することが可能なエリア

### 次期整備エリア

現時点では、整備範囲等が変更になる可能性があり、条件整理等が整った段階で工事着手するエリア

# CM方式(ピュア+アットリスク)

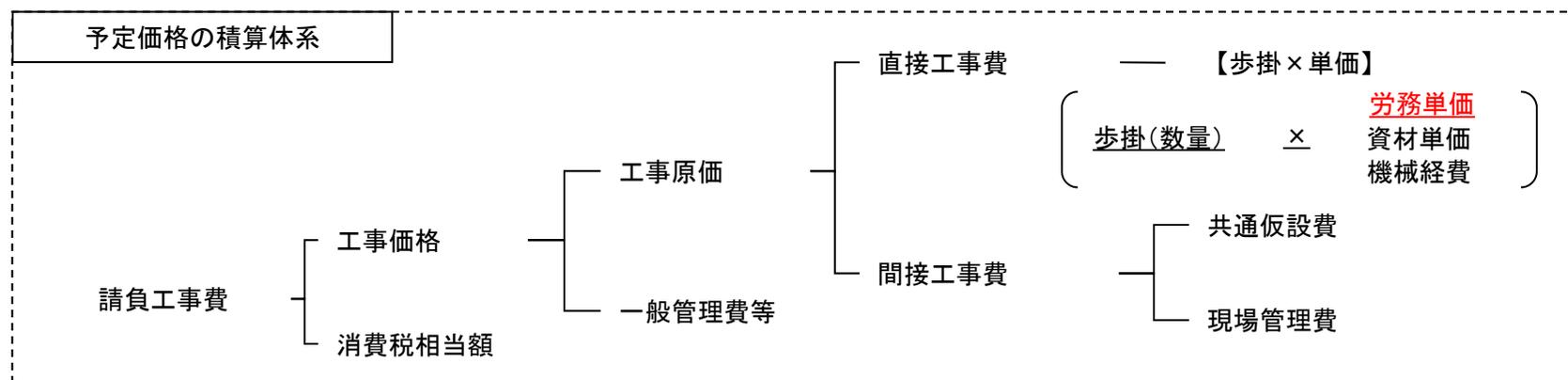
- CMR(ピュア)として、建設コンサルタントが参画する方式 → 被災地広範に活用する事が可能
- 大槌町でモデル的に実施し、今後、市町村の要望に応じて拡大
- 今後、復興庁と連携して、本方式を含め市町村の要望を把握



- ① CMRに、地元企業を優先して活用することを義務付け
- ② オープンブック方式の活用
- ③ コスト&フィーの採用
- ④ VE方式の採用

## 公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価(国、地方公共団体、独法等が積算に利用)  
 ※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者等(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回設定。



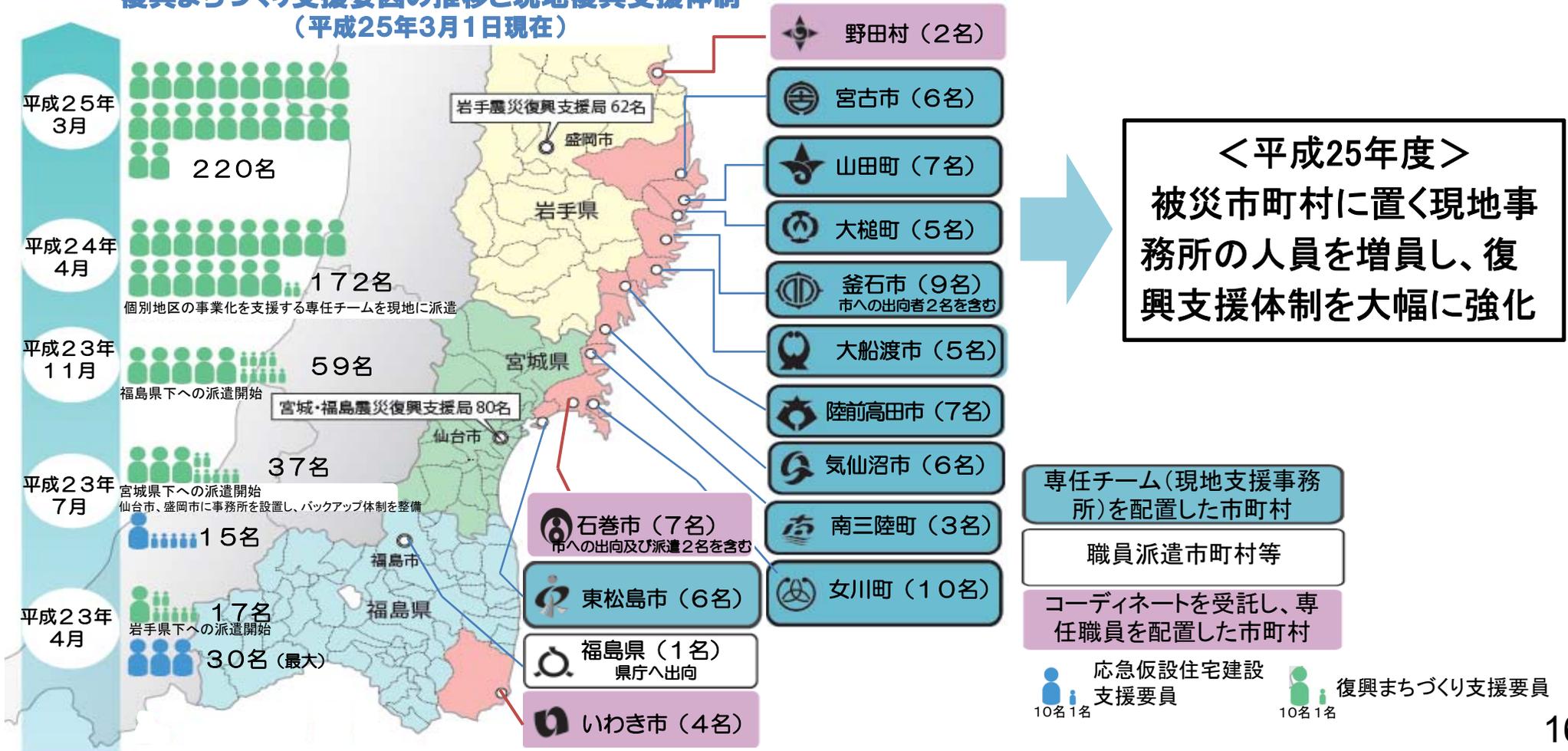
## 実勢価格を反映した労務単価の設定

### ○ 岩手県・宮城県・福島県における公共工事設計労務単価:

被災地において建設労働者等の賃金の急激な変動が見られ、現在の公共工事設計労務単価が「取引の実例価格」と言えない状況が発生していること、被災3県において不調・不落が多発しており、労務単価の見直しが求められていることから、建設企業への調査や統計調査の結果等(現時点で得られる被災地の労務費の実態を表わす調査すべて)を活用した最新月への補正係数を算出し、現在の設計労務単価に乗じて補正した単価を、平成24年2月、6月に設定している。

- 平成23年4月以降から被災地方公共団体にURの専門職員等を派遣し、復興計画策定等に関する技術支援を実施
  - 更に、その後の事業化段階の支援として、被災地方公共団体から、災害公営住宅建設の要請や市街地整備事業の委託を受け、これらの事業を推進
- ➡ 平成25年3月時点で220名の支援体制

## 復興まちづくり支援要因の推移と現地復興支援体制 (平成25年3月1日現在)



- 大規模な中心市街地整備 ⇒ URがフルパッケージで事業受託  
(12市町 23地区 1,300ha(予定)の面整備)
- 小規模な復興事業 ⇒ 多くの工事を市町村が自ら発注

↓

**<課題> 市町村の技術者不足により工事発注に支障**  
(大槌町都市整備課技術職員:プロパー3名・応援職員28名)

◎ **発注者支援方式** (新たな支援方策 [大槌町で試行実施]の検討を開始)

★ **技術力と中立性を要する工事発注手続**が事業の隘路(民間コンサルでは困難)  
➡ URの発注者支援により、事業が効率的に進捗(スピードアップ)

